

- 3 処分内容  
業務の全部停止3週間
- 4 適用条項  
宅地建物取引業法第65条第2項

**熊本県公告第417号**

菊池市菊池市土地改良区理事長福村三男から平成15年2月6日付けで申請のあった菊池15地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年6月4日付けで認可した。

平成15年6月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第418号**

大津町長大村直純から平成15年3月17日付けで協議のあったおおきく地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年6月4日付けで同意した。

平成15年6月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第419号**

大津町長大村直純から平成15年3月17日付けで協議のあったおおきく地区土地改良事業（農業用道路）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年6月4日付けで同意した。

平成15年6月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第420号**

菊陽町長富永清次から平成15年3月17日付けで協議のあったおおきく地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年6月4日付けで同意した。

平成15年6月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第421号**

菊陽町長富永清次から平成15年3月17日付けで協議のあったおおきく地区土地改良事業（農業用道路）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年6月4日付けで同意した。

平成15年6月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第422号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年6月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
人吉市瓦屋町字柳川1861番1、同1861番4、同1862番1、同1862番2及び同1866番7  
3,798.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
人吉市瓦屋町1866番16  
坂田薬品株式会社

**熊本県公告第423号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年6月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積